

令和6年第3回(9月)川南町議会定例会会議録

令和6年9月12日 (木曜日)

本日の会議に付した事件

令和6年9月12日 午前9時00分開会

- | | |
|------------|--|
| 日程第1 | 児玉助壽議員の議会運営委員の辞任について |
| 日程第2 | 児玉助壽議員の議会広報編集特別委員の辞任について |
| 日程第3 | 議案第34号 川南町国民健康保険条例の一部改正について |
| 日程第4 | 議案第35号 川南町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第36号 川南町新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付利子補助金基金条例及び川南町新型コロナウイルス感染症緊急対策漁業資金貸付利子補助金基金条例の廃止について |
| 日程第6 | 議案第37号 町道路線の認定について |
| 日程第7 | 議案第38号 町道路線の廃止について |
| 日程第8 | 議案第39号 川南町地域活性化拠点施設の指定管理者の指定について |
| 日程第9 | 議案第40号 令和6年度川南町一般会計補正予算(第5号) |
| 日程第10 | 議案第41号 令和6年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第11 | 議案第42号 令和6年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第12 | 議案第43号 令和6年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第13 | 議案第44号 令和6年度川南町介護保険特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第14 | 議案第45号 令和6年度川南町電子地域通貨事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第15 | 議案第46号 令和6年度川南町水道事業会計補正予算(第1号) |
| 日程第16 | 議案第47号 令和6年度川南町下水道事業会計補正予算(第1号) |
| 日程第17 | 認定第 1号 令和5年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第18 | 認定第 2号 令和5年度川南町特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第19 | 認定第 3号 令和5年度川南町水道事業会計決算認定について |
| 追加日程
第1 | 議会運営委員の選任 |
| 追加日程
第2 | 議会広報編集特別委員の選任 |

出席議員(13名)

1番 乙 津 弘 子 議員	2番 内 藤 逸 子 議員
3番 蓑 原 敏 朗 議員	4番 田 中 宏 政 議員
5番 河 野 禎 明 議員	6番 児 玉 助 壽 議員
7番 中 村 昭 人 議員	8番 米 田 正 直 議員
9番 中 瀬 修 議員	10番 小 嶋 貴 子 議員
11番 三 原 明 美 議員	12番 徳 弘 美 津 子 議員
13番 河 野 浩 一 議員	

事務局出席職員職氏名

事務局長 谷 講平 君 書記 大塚 隆美 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	宮 崎 吉 敏 君	副町長	
教育長	長曾我部 敬一 君	会計管理者・ 会計課長	山 本 博 君
総務課長	小 嶋 哲 也 君	まちづくり課長	稲 田 隆 志 君
財政課長	川 崎 紀 朗 君	税務課長	米 田 政 彦 君
町民健康課長	渡 邊 寿 美 君	福祉課長	河 野 賢 二 君
環境課長	甲 斐 玲 君	産業推進課長	河 野 英 樹 君
農地課長	新 倉 好 雄 君	建設課長	黒 木 誠 一 君
上下水道課長	大 塚 祥 一 君	教育課長	三 好 益 夫 君
代表監査委員	永 友 靖 君		

午前9時00分開会

○議長（河野 浩一議員） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

申し上げます。携帯電話は電源を切るか、マナーモードにするようお願いします。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

日程第1「児玉助壽議員の議会運営委員の辞任について」を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、児玉助壽議員の退場を求めます。

〔児玉 助壽議員 退場〕

○議長（河野 浩一議員） 9月6日、児玉助壽議員から議会運営委員を辞任したいとの申出がありました。

お諮りします。本件は申出のとおり辞任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一議員） 異議なしと認めます。したがって、児玉助壽議員の議会運営委員の辞任を許可することに決定しました。

しばらく休憩します。

〔児玉 助壽議員 入場〕

午前09時02分休憩

.....

午前09時02分再開

○議長（河野 浩一議員） 会議を再開します。

日程第2「児玉助壽議員の議会広報編集特別委員の辞任について」を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、児玉助壽議員の退場を求めます。

〔児玉 助壽議員 退場〕

○議長（河野 浩一議員） 9月6日、児玉助壽議員から議会広報編集特別委員を辞任したいとの申出がありました。

お諮りします。本件は申出のとおり辞任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一議員） 異議なしと認めます。したがって、児玉助壽議員の議会広報編集特別委員の辞任を許可することに決定しました。

しばらく休憩します。

〔児玉 助壽議員 入場〕

午前09時03分休憩

.....

午前09時04分再開

○議長（河野 浩一議員） 会議を再開します。

ここで日程についてお諮りします。議会運営委員及び議会広報編集特別委員の選任について、これをそれぞれ日程に追加し、順序を変更して、追加日程として、議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一議員） 異議なしと認めます。したがって、これをそれぞれ日程に追加し、順序を変更して議題とすることに決定しました。

暫時休憩します。

午前09時04分休憩

.....

午前09時05分再開

○議長（河野 浩一議員） 会議を再開します。

追加日程第1「議会運営委員の選任」を行います。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、河野禎明議員を指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一議員） 異議なしと認めます。したがって、河野禎明議員を議会運営委員に選任することに決定しました。

追加日程第2「議会広報編集特別委員の選任」を行います。

お諮りします。議会広報編集特別委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、河野禎明議員を指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一議員） 異議なしと認めます。したがって、河野禎明議員を議会広報編集特別委員に選任することに決定しました。

しばらく休憩します。

午前09時07分休憩

.....

午前09時07分再開

○議長（河野 浩一議員） 会議を再開します。

ここで、文教産業常任委員長から発言の申出がありましたので、これを許可します。

○文教産業常任委員長（河野 禎明議員） 児玉助壽議員の文教産業常任委員長の辞任届が副委員長に提出されましたので、委員会で委員長の互選を行いましたところ、委員長には私、河野禎明が選任されましたので御報告いたします。

○議長（河野 浩一議員） 続いて、議会運営委員長から発言の申出がありましたので、これを許可します。

○議会運営委員長（内藤 逸子議員） 児玉助壽議員の議会運営委員の辞任を受けまして、

議会運営委員会の委員長の互選を行いましたところ、委員長には私、内藤逸子と、副委員長には河野禎明議員が選任されましたので御報告します。

○議長（河野 浩一議員） 以上で、発言を終わります。

日程第3「議案第34号川南町国民健康保険条例の一部改正について」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第4「議案第35号川南町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第5「議案第36号川南町新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付利子補助金基金条例及び川南町新型コロナウイルス感染症緊急対策漁業資金貸付利子補助金基金条例の廃止について」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第6「議案第37号町道路線の認定について」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第7「議案第38号町道路線の廃止について」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（蓑原 敏朗議員） 議案第38号町道路線の廃止について、ちょっと御質問させていただきます。

補足説明によりますと、舗装工事新規採択には町道では不適ですよということのようですが、それで廃止ということなんでしょうが、将来劣化することはあるわけですけど、将来の維持管理はどうなるのでしょうか。

○農地課長（新倉 好雄君） 蓑原議員の御質問にお答えいたします。

今回、町道路線の廃止について、議案のほうを提出させていただいたんですが、補足説明させていただきましたとおり、現在進行中の国営尾鈴土地改良事業関連県営事業において、かんがい用水管を今、砂利道路、未舗装道路に埋設した後に、農道工にて舗装仕上げをしていただけるということで、県のほうと調整ができましたので、今回、町道路線の認定を一旦廃止するものでございます。ただ、その後、維持管理のほうは当然、町で行わないといけなわけですが、農業耕作車両以外の一般通行車両等の通行の状況を見て、また、町道認定するか否かの判断になろうかと思えます。

以上でございます。

○議員（蓑原 敏朗議員） 廃止後も、町が責任を持って維持管理をしますよという御理解でよろしいですね。はい、分かりました。

○議長（河野 浩一議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第8「議案第39号川南町地域活性化拠点施設の指定管理者の指定について」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（中村 昭人議員） 議案第39号川南町地域活性化拠点施設の指定管理者の指定についてお伺いします。

この条例改正ということですが、5年をたつ中で、町が出資をしている団体ということで、公募によらない中で、まちづくり株式会社を指定するというものと理解をしておりますが、その中で補足説明でもありましたけれども、先ほど今言いましたように、本町は同社に対する出資者としての責任と権利を有しておりますということですが、この中の責任と権利とは何を指すのか、お伺いをしたいということと、その令和2年4月19日のオープン以来という中で、これまでされてきておりますが、改善すべき点は存在するもののということで、ただ議論になるところだと思いますけれども、改善すべき点ということは、どういうことを指しておられるのか、まずこの2点についてお伺いいたします。

○産業推進課長（河野 英樹君） 中村議員の御質疑にお答えします。

まず、責任についてであります。法的な責任を述べたものではなく、本町の公の施設、地域活性化拠点施設を運営するために、町内の関係団体とともに、本町も発起人となり出資した行為、つまり、公金を投入して、川南まちづくり株式会社を設立したことに対する道義的な責任であります。加えて、同社を指定しないことにより、会社の存続が危ぶまれる、イコール、町を含めた出資者やそこで働く社員等に損害を与えることを回避する責任をも述べたものです。

次に、権利についてですが、株主が持つ一般的な権利であります自益権と共益権を述べたものであります。

以上です。

あ、すみません、失礼しました。2点目の改善すべき点は存在するというございですが、具体的に申し上げますと、町と川南まちづくり株式会社が、取り交わしております基本協定第10条において、レストラン施設の開館時間は、午前8時から午後7時までと定めておりますが、現状は、川南町地域活性化拠点施設の設置及び管理に関する条例第6条第3項に基づき、川南町まちづくり株式会社からの申請があり、午前11時から午後3時30分までと営業時間の短縮状態が続いております。つまり、基本協定で取り交わした営業時間ではない状態を改善すべき点として町は捉えております。

以上です。

○議員（中村 昭人議員） 責任というところできくと、道義的な責任、指定をしたということ、出資者としての責任というところですね。ほかの出資団体も同じような責任、また権利を有しているかというふうに思います。

今回また、5年間で指定をしていくという中で、今述べられました改善点、確かに私もちょうくよく利用させていただきますけれども、営業時間が協定と取り交わした部分とは沿っていないということ、確かにここは改善すべき点だということはと思いますが、実際にただ働いて

いる方、人員確保であったりとか、そこでの収益的な観点ですよ。そこあたりも、しっかりと加味されるべきではないかなということをおもうんですが、この協定は、5年都度、また今回指定を契約をする中で、新たなまた協定を結ぶという理解でよろしいのでしょうか。

それともう一点、そういう中においても、年々着々に実績を伸ばしており、ということがあります。分かればなんですけど、現在の実績、オープン当初からどのような実績が上がってきたのか、コロナ禍の中でオープンしたと思ってます、その中でスタッフの皆さんには大変努力をされて、いろいろ事業等も伸びてきていると思いますが、その実績等について教えていただければと思います。

○産業推進課長（河野 英樹君） 中村議員の御質疑にお答えします。

まず、新たな指定につきましてですが、これは初日の提案理由、町長が申し上げましたとおり、この議案でございますが、川南町地域活性化拠点施設における指定管理期間5年間が今年度末で到来することから、令和7年度から5年間、川南町まちづくり株式会社を指定管理者として指定するために、地方自治法第224条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。議会の議決を経て、指定ということになりますので、この議案、指定についてという手続になっていると私たちは解釈しております。要するに新たに5年間、議決をいただいた後に、5年間指定をして運営していただくということを議案として提出しております。

次が、実績面のことでございますが、川南まちづくり株式会社の財務分析などを過去3年間遡りながら、分析を私たちにしているところでございます。財務の安全性の分析でございますが、流動比率と呼ばれるもの、当座比率、固定比率など、短期資金の支払い能力などの財務分析を行っております。

流動費比率というところを、まず申し上げますと、この流動費比率といいますのは、企業の短期的な支払い能力を判定するための代表的な指標と言われます。200%以上あれば望ましいとされているものでございますが、令和3年度第4期に当たりますが、流動比率が200.57、令和4年度第5期が225.35、令和5年度第6期につきましては300.63、ということで、代表的な指標の200を超えている状況でございます。

当座比率におきましても、直近でいきますと、令和5年度272.54%、これは先ほど申し上げました流動比率よりも支払い能力を厳しく判断する比率でございますが272.54%、ということでございます。

その他、成長性の分析、収益性の分析などを行っておりますが、いずれの分野にしましても、比率は日本の小売売上高成長率など等々見ても高い水準にございます。詳細につきましては、詳しく求められれば御報告いたしますが、この点を加味しております。

以上でございます。

○議員（中村 昭人議員） まず、協定のところでいくと、また協定を結び直して、その営業時間等は要するに、8時から19時までっていうのは、結局、あそこは誰が指定管理者になる

うと8時から19時までの営業時間っていうのは変わらないという意味でよろしいですかね。

それと、流動比率等、今詳しく述べて、そこまで分析されてるんだなと思ったんですけど、単純に今、売上げがどのくらいあるかっていうところが分かれば、まだ、年度末をまだ迎えてないのかもしれませんが、お願いいたします。

○産業推進課長（河野 英樹君） 中村議員の御質疑にお答えします。

直近の、当期売上高でよろしいでしょうか。令和5年度が1億3708万5838円でございます。その下に前期売上げがございますので、申し上げますが、前期第4年度、1億1641万1077円。対前年比売上高成長率でいきますと、17.76%ということでございます。売上高成長率ですので、売上高を今申し上げたところでございます。あ、年商ですか。後ほど、回答してよろしいですか。すみません。

以上でございます。後で報告いたします。

○議長（河野 浩一議員） ほかに質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子議員） 議案第39号川南町地域活性化拠点施設の指定管理者の指定について伺います。

提案理由では、公募によらないものとして、今度また同じところを指定するというような点ですが、なぜ公募をしないのか、その理由を伺います。

○産業推進課長（河野 英樹君） 内藤議員の御質疑にお答えします。

提案理由としましては、その文言でございます。それを補完するために補足説明を申し上げたところでございます。もしお手元があれば補足説明を見ていただきますとありがたいのですが。そこがございますとおりですね、令和2年4月に供用開始しております川南町地域活性化拠点施設P L A T Z（ぷらっつ）の指定管理者の選定につきましては、川南町の公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第5条第1項の規定により、公募によらないものとして、町が出資している法人又は公共団体等、括弧書きはちょっと抜かしていただきますが、限るものとするという規定に基づいて、川南まちづくり株式会社を5年前と同様に指定管理者の候補者として選定をしましたというところでございます。要するに、町が出資している法人に値するというところに基づいて選定したとともに、先ほど中村議員の御質疑にあったような点等を踏まえて、議案として提出したということでございます。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子議員） それでは、川南町公の施設に関する指定管理者の指定手続等に関する条例を変えない限りは、今のままだということの解釈でいいんですか。

○産業推進課長（河野 英樹君） 内藤議員の御質疑にお答えします。

今、申された川南町公の施設に関する指定管理者の指定手続等に関する条例は、第1条から第12条までの条文となっております。見ていただくとおり、第1条の趣旨、第2条の募集、第3条の申込み、第4条、第5条とございます。今回この条例に基づいて、第5条手続の特例というところに基づくということで提案をしています。条文の成り立ちから申しますと、

趣旨と募集とありまして募集が第2条でございます。第2条が公の施設に係る指定管理者の指定手続等の条例でいうと、条文では上でございますので、募集がまずここにきます。しかしながら、第5条でこの手続の特例がございますので、川南町が5年以上前から農協、観光協会、商工会、漁協などと出資して設立したこの法人を5年前に指定させていただき、議案として提出し、可決していただいております。この5年間の状況等を勘案して、今回もこのように提出しているという状況でございます。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子議員） 公募はできないという解釈になると思うんですが、改善すべき点があるということで、先ほど中村議員も聞かれましたが、レストランの開業時間については、この8時から午後7時までというのが生きるんだよと言われていますが、高速道路の利用者というのが、レストランを一番使うと思うんですよね。それで休んでいる日があったり、時間が短かったら使えない、本当にそれでいいんだろうかなと思うんですよね。せっかくあるものが利用できるようにするのが責任じゃないかなと思うんですよね。わざわざ御飯を食べに行った方が、閉まっていて、ソフトクリームを食べながら、入り口で1時間どのくらい帰られるか数えてみましたという電話があったんですが、49の方が全く売店のほうには行かず、休みだということでまた車に乗って行かれたというので、あれって改善すべき点じゃないのと聞いていましたので、ずっとその頃から時々はあそこ行って、私も利用して見ていましたけど、本当にもったいない施設じゃないかな、開けてないんですね。それとやっぱり川南町を発信する場所だと思うんですよね、あそこは。だから本当に農産物も川南町で採れるのに少ないんですよね、並べてあるものですよ。それとか、せっかく川南町にある品物があそこに並べられてないっていうのがあるんですよ。ほかの私たち常任委員会でも、何とかこう使いやすくしていいところになってほしいということで、行政視察の中に、そんなところを見るっていうので学習してきましたが、やっぱりその顔となる場所、川南町の顔となる場所だと私は思うので、やっぱり改善するためには、公募っていうのを全然考えられないというのも不思議だし、本当に改善がその点でできていくのかっていうのが心配なんですよね。だからオープン以来、このよくなった、よくなった、どんどんよくなってきてますよとは言われますけど、もっと改善する点があると思うんです。せっかく川南町の農産物が、宝の農産物があるのに、それがあそこに並んでない、料理の中でも出てないっていうのはもったいないと思うんですよね。そんな点の改善っていうのは本当にできるんでしょうか。

○産業推進課長（河野 英樹君） 内藤議員の御質疑にお答えします。

本町におきましては、このレストラン施設含めて営業時間等の改善等を要するものと町は認識しております。P L A T Z（ぷらっつ）のレストラン施設、特にここにおきましては、町として、指定をしている町として改善等を求めてまいりたいと考えております。具体的でございますが、先ほど申し上げましたとおり、基本協定第10条においてレストラン施設の開館時間が、午前8時から午後7時までと定めておりますが、現状はそうではなく、午前11

時から午後3時30分までと営業時間の短縮状態が続いております。このようなことと基本協定で取り交わした営業時間ではない、このような状況を町として基本協定第24条に基づきます業務の改善指導を今後実施し、一日でも早く基本協定どおりの体制が整うよう努力してまいります。加えまして、同レストラン施設の人気メニューであります魚フライ定食など、手間暇を要するメニューの提供時間等を絞りつつ、利用者が比較的少ないと予想されます早朝や夕方の時間帯には、カレーやうどんなど、提供が容易で経験の浅いスタッフでも対応できるメニューの改善を町として具体的に提供するなどの対応を行ってまいりたいと考えております。このような改善等の積み重ねを通して、利用者や町民の利便性向上につなげていきたいと思っております。

あと、農産品等のすばらしいものが、陳列が少ない等々の御意見をいただきました。ここがですね、どの施設においてもスーパーでもでしょうし、都農の例を出すといろいろかもしれませんが、あのような道の駅につきましても、置くスペースというのはそれぞれ限られていると思います。出す人に今度は視点を変えてみると、出す人の意思もそこにはあると思います。このPLATZ（ぷらっつ）には出したい、私は出たくないというような多様な考えがあると思いますので、どなたかが気に入ったものが川南町に存在してるけども、その人がPLATZ（ぷらっつ）の市場に出さないというのはあり得るのかなと思います。よって、全ての人が気に入っているものがないとすれば、それは出品者の考え等もあるのかなというふうには解釈しております。しかしながら、川南町としては課題を抱えている案件でございますので、町として繰り返しますが、業務改善していただくよう努力してまいりたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（河野 浩一議員） ほかに質疑はありませんか。

○議員（養原 敏朗議員） ただいまの同僚議員の質問をお聞きして、いささかそうだよねというふうにはならない部分を感じるんですよ。お聞きになられたのはなぜ公募をしないのかということには、公募するなというんじゃないんですよ、しなさいというんじゃないんですよ、公募をしない理由を聞かれたのに、なぜしないの、条例では、まず公募をすることになっております。法令というのはまず大事なものの、大原則から書いていきます。公募をしないというのは、これは特段の事情があるということですよね。だからそれはそれでいいんですけど、であれば、その事情を説明しないといけないんじゃないかなという気がいたします。それは、今は無理だとしても委員会なりで丁寧な御説明をお願いしておきます。

それと、私も常々感じているんですけど、町の特産物がちょっと少ないような気がするんですけど、以前、一般質問でもいたしました、町の産物は少ないような気がするがと言ったら、当時役員だった副町長は、町の産物以外は置いていませんと、町の産物があるいはそのものでなくても、町の生産物を加工したものしか置いておりませんので御理解くださいということでした。その後のその副町長が辞められた後の質問を担当課長がお答えになりました

けど、いえ、町外のものもいっぱい置いてありますと、出荷者協議会にも町外の方も入ってらっしゃいますよという御回答でした。ちょっといささか騙されていたのかなという気もするんですけど、あの施設は、忘れてならないのは税金で造った施設ということですよ。だからこれ私の勝手な解釈も入るんでしょうけど、アンテナショップみたいな役割もあるんでしょうから、その辺のこともぜひ考慮いただいて改善点の中に入れていただくとありがたいなと思います。御回答があればお願いします。

○産業推進課長（河野 英樹君） 蓑原議員の御質疑にお答えします。

まず内藤議員の御質疑に対して、私が失念していたこと大変申し訳ございませんでした。メモしていながら、どこに置いているのかが分からないような状態ですいません、失礼いたしました。

まず、蓑原議員がおっしゃられたように、この公の施設に係る指定手続等に関する条例、これについて第2条で公募すること、これがまず大前提です。これがあって、まずは、川南まちづくり株式会社、企業A社、企業B社、こういうものを公募しなさい、というふうに条例では定められています。公募しなければならないというところがございます。ただし、第5条に規定します要件に該当するとき、「特に緊急を要するため公募の手続を行う時間的余裕がないことが明らかであるとき、その他公募を行わないことについて合理的な理由があると町長等が認めるときはこの限りではない」というふうに第2条で定められています。この合理的な理由があるというところで、第5条に私たちは合理性があるというところで、第2条の公募することとなっています、しなければならないとなっていますが、合理的な理由というところで、補足説明や先ほどから申し上げておりますこの会社について出資しているという川南町の経過、この組織の成り立ち、そして5年間の実績等、こういうものを考慮して、第5条に基づいて提案をさせていただいているということです。私の語彙力の低さからなかなか伝わらないかもしれませんが、まずはこれが、このような手続で進めているということでございます。

あとは当時の副町長、最初の頃の副町長の、あの施設は町の産物しか置かない、一方で、担当課長がそうではないですよ、というような回答の食い違いがあったということでございますが、すみません、そのときに私が承知していない部分もありますけど、現時点は蓑原議員がおっしゃるとおり、町外のお土産物とか、そういったものもたくさんそろえておられます。そこは、当時の担当課長が申し上げた状況が正しいものであるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（河野 浩一議員） ほかに質疑はありませんか。（「はい、いいですか」と呼ぶ者あり）（「早い者勝ちや」と呼ぶ者あり）

○議員（児玉 助壽議員） 乙津さんが文句があるようではありますが、手挙げて議長のお名前を呼んで立ったほうが優先するわけですよ、はい、あのまあ（「文句はありません」と呼

ぶ者あり）足腰が悪いからなかなか立たられないけどですね、（発言するものあり）そこ辺のことは理解してください。（発言するものあり）ああそうですか。

○議長（河野 浩一議員） とにかく早い者勝ちですわ。

○議員（児玉 助壽議員） 今、担当課長が答弁しましたが、適正な答弁だったと思いますね。彼たちは公募なんですかというかしらんけど、先のT R Cの問題で、公募して一位になったけど、それが気に入らないで、失格しましたからですよ、無駄な時間は時間の浪費になるからせんでいいと思いますよ。最後に言うた、要綱の町長の権限が優先することもあるからですね、それにいちいち自分たちが町外の人を失格した公募に、一位当選したとを失格にした記憶を忘れておっとかしらんと思っとですよ、不思議でなりません。反対する気満々のようではありますが、おかしいですね。やっぱね。是は是、否は否ち言いよったけど、どの口が言ったとかですよ、びっくりしました。

○議長（河野 浩一議員） 今のは、質問じゃないような気がするんですよ、だから回答はなしでよろしいんですよ、いいですかね。

○議員（児玉 助壽議員） はい。

○議員（乙津 弘子議員） あのさきに児玉議員の暴言、失言は正してください、そのときに。私は、文句を言おうとか思っているわけではありません。それから私の体のことの状況について、とやかく言われることはありませんので、注意してください。お願いします。

○議長（河野 浩一議員） 児玉さん、さっきの乙津さんに対して（発言するものあり）

○議員（乙津 弘子議員） 質問することは、それこそ失念しそうになりました。税金で造った施設だと、P L A T Z（ぷらっつ）のことは、ずっと聞いております。私はちょっと出発の遅い議員です。

それで一番思うのは土地と建物の合計、値段は幾らなのか、それから出資者たちのお金の合計、それを聞きたいんです。

○産業推進課長（河野 英樹君） 乙津議員の御質疑にお答えします。

まず、1点目です。公の施設、地域活性化拠点施設が幾らほどの金額で設置されたかということにつきましては、すいません、後ほど調べてお答えさせていただきたいと思います。

2点目が、出資比率ですね、出資金ですね、600万円だったと思います。すいません、川南町が200万、その他農協、漁協、商工会、観光協会が、それぞれ100万円ずつですので、600万ですね。

以上です。

○議員（乙津 弘子議員） 多分、土地建物が600万以下ということはないと思いますが、そしたら、私のところも父が建築屋のまがいのことをしてて、いろいろ2回も倒産するという、ばか正直なやつだったんですが、非常にこれ、商売してて、土地建物をほかの人が造ってくれて、出してくれて、出資者の中に町も入ってるけれど、それで商売する、めっちゃ楽ですよ。私、そう思います。やっぱり一番大変なのは土地建物でしょ。ですので、まあ正直

言って、もうけないかん、もうけて当たり前、それで、いろいろと時間のこともあるし、この指定管理者のこともあるけれど、それに町がというより、私たち町民が、議会が、町が、何も手出しできない、言えないっていうのは、これよそで聞いたら、条例がどうだああと、その条例もなんか5条というのは、どう見てもん…となるような、今テレビでもうすぐ終わりますが、とらちゃんのはてなはてなのマークがいっぱい続きます。条例そのものが、第5条が、2条が本来で、第5条は言い訳のためにあるんじゃないかと思ってしまいます。何ぼでも解釈しようがある。

原点に戻ってください。お金出したのは誰やということですね。これ本当に、私はしばらく大阪で中学校、高校、会社勤めしました。ものすごくあのいろいろぱっぱっと、こうすぐに数字に直して、何ぼかかるんやろ、何ぼもうけるんやろと思います。どうぞ原点に戻って、この税金で、さっき同僚議員が言いましたように、税金で出したっていうことを忘れずに、私はやっぱり、税金で出したんですから、公募が当たり前でしようと言いたいです。

○議長（河野 浩一議員） 乙津さん、質疑の内容、氏名を言ってください。どういったことを質疑したいのか。

○議員（乙津 弘子議員） 私、本当に不思議なんですけれど、さっきから言うてる条例5条を盾にとってるような気がするんです。条例2条が大事だというのが、おっしゃられましたが、条例5条をなぜもってくるのか、それとあくまで町民が造ったものですので、そこをなぜ、そういうふうに簡単に言うてしまうのか、不思議です。お答えください。

○産業推進課長（河野 英樹君） 乙津議員の御質疑にお答えします。

内藤議員の御質疑で答えを一部させていただきましたとおり、公募が第2条、大原則でございます。しかしながら、この指定手続に関する条例、そもそもこの条例ができていますが、すみません、条例がですね、平成17年、今から約20年ぐらい前にできている条例でございます。いろいろな改正等を経て、ここまで来ております。で、遡りますと、ちょうど5年前になります。この9月議会におきまして、提案理由も第2条が原則であることですが、川南町が出資している法人ということで、第5条の規定に基づいて、この指定を議案として提案しております。ですから、P L A T Z（ぷらつつ）に係る指定管理の提案としましては、今回2回目で、第1回目と同様、第5条に基づいて提案をしているということでございます。その理由につきましては、合理的なというのは繰り返しますので、ここは割愛させていただきます。

税金で造ったものでございます。これは、ふるさと、すみません、名前を失念しておりますが、地方創生関係の交付金、国からの交付金、これを財源として、基金に積み立て、複数年かけて執行して、建設したものであると思います。町単独の税金だけではできていない施設であると記憶しております。この公の施設でございます。公園や川南サンA文化ホールと同じです。あの文化ホールも公の施設でございます。税金で建て、一番最初は直営でやっていました。役場職員が内示をもらい、役場職員の手で、図書館、文化ホールを運営しており

ました。それを、民ができることを民にと、いろんなことを経て、指定管理という手続にいつている状況、まさしくこの公の施設は、税金で建てた大事なものでありますので、引き続き、その大切さ、これもう絶対忘れることがないといいますか、私たち基本だと思っておりますので、しっかりと、その点、忘れずに対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（河野 浩一議員） ほかに質疑はありませんか。

○議員（小嶋 貴子議員） すみません。基本的なことなのですが、先ほども原点に戻ってくださいと、乙津議員がおっしゃいましたけど、P L A T Z（ぷらっつ）を造った、造られた意義を教えてくださいたいと思います。

P L A T Z（ぷらっつ）は普通的高速道路にあるパーキングエリアとかサービスエリアとは違う、そしてまた、災害時にはその拠点となるように造られている、地域活性化拠点施設であるので、川南の特産物を売って商売をしている以上、赤字になってもらったら困るし、もうかるにこしたことはもちろんないと思うんですが、もともとこの施設を造った意義と理由と、国からもたくさんの補助を頂いていると私も聞いたことがあったので、教えてくださいたいと思います。

○産業推進課長（河野 英樹君） 小嶋議員の御質疑にお答えします。

地域活性化拠点施設の設置の目的等でございますが、こちらにつきましては、条例で定めがありますとおり、タブレットでもし検索が可能でしたら見ていただきたいと思いますと思うんですが、川南町地域活性化拠点施設の設置及び管理に関する条例がございます。今そう言いながら、自分がその条例を今見ますのでちょっとお待ちください。

第2条「設置」でございます。町民との交流及び道路使用者の利便性の向上に供するとともに、豊かな自然及び食材を有効活用し、地場産品の販売及び地域情報等の発信を通じて、観光及び産業の振興並びに雇用の場の創出を図り、町全体の活性化を目的とし並びに大規模災害時における防災拠点として川南町地域活性化拠点施設を設置する、というところが設置の目的でございます。

この条文のとおり、そのような管理、この設置のとおりにより活性化するため、もう一つは大規模災害における防災拠点として、しっかりと運営していかなければならないというふうに思っております。

あと、金額でよかったですか、それにつきましてはすみません、先ほど乙津議員の回答もありますので、一緒に後ほど回答させていただきたいと思っております。すみません。

以上でございます。

○議長（河野 浩一議員） ほかに質疑はありませんか。

○議員（田中 宏政議員） 改善すべき点というのは、営業時間の問題とほかに何かほかにもあると思うんですけども、それを教えてほしいという点と、あとP L A T Z（ぷらっつ）のほうにお客様の声、意見箱というのがあると思うんですけども、そういうの、どうい

声が多いのか、把握しているのか、あと件数を教えていただきたいと思います。

○産業推進課長（河野 英樹君） 田中議員の御質疑にお答えします。

1点目の改善すべき点は、大きくはレストラン施設の営業時間でございます。加えて、外側のあの何て言うんですかね、販売しているソフトクリーム、テナントですか、あそこの時間も協定どおり、限りなく協定に近い時間なんですけど、僅か1時間弱、すみません、記憶が曖昧ですけども、協定どおりになっていない部分があります。よって、今申し上げたとおり、大きく2点が改善すべき点であると思います。

あと、意見箱とおっしゃられたですかね、これは意見箱は、指定管理者でありますまちづくり株式会社の取締役会等で審議等、対応等されていると思います。役場、私自体がですね、取締役会に出席することがございませんので、その内容について、私今のところは承知していない状況でございます。

○議員（田中 宏政議員） そのお客様の意見というのは把握する必要があるから聞いてないのか、その中に改善すべき点というのが点在していると思うんですけども、それを把握する必要が町はあると思うんですけどもどうでしょうか。

○産業推進課長（河野 英樹君） 田中議員の御質疑にお答えします。

取締役会に私自身が出していないことは事実でございますが、寄せられている内容の把握については、重要なものは、当然、役場は委託しておりますので知らなければならないと思います。代表的な例で言うと、正式に私が内容を見ていないんですけども、聞くところによっては、一番はレストランの時間などの短さの苦情は聞こえております。その他、もう一点が、たしか臭いがすると、外からの、外の畑なのか畜舎だったか、すみません、詳細をきちんと言えずに申し訳ないですが、そのような苦情が寄せられているということは承知しております。

以上でございます。

○議長（河野 浩一議員） ほかに質疑はありませんか。

○産業推進課長（河野 英樹君） 中村議員の最後の御質疑だったと記憶しておりますが、P L A T Z（ぷらっつ）の年商でございます。直近でございますが、売上げの合計が、令和5年度1年間、4億8727万2617円でございます。

以上でございます。申し上げます。4億8727万2617円です。よろしいでしょうか。

（「すみません、先ほどは1億3000万と言った、間違うちよったということ、前んと間違えちよったということ、どんげなっちょと。令和5年度の話やろ、そこをはっきりせんと」と呼ぶ者あり）

○町長（宮崎 吉敏君） 先ほどの産業推進課長のほうから報告がありました売上げについては、全てが委託販売なんです。ですから、売上げとしてカウントするのは、先ほど課長が最初に申した金額が、ただレジ通過については、先ほど、また訂正がありました四億八千幾らというのがレジ通過の金額です。

以上です。

○議長（河野 浩一議員） ほかに質疑はありませんか。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は文教産業常任委員会に付託します。

しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前10時11分休憩

.....

午前10時21分再開

○議長（河野 浩一議員） 会議を再開します。

休憩前に引き続き会議を続行します。

日程第9「議案第40号令和6年度川南町一般会計補正予算（第5号）」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子議員） 議案第40号川南町一般会計補正予算について伺います。

40、41ページの川南駅駐車場改修構想図を修正する必要があるとの説明ですが、どのように変更されたのか説明してください。

次に、32、33ページの4款1項2目予防費の委託料ですが、65歳以上の高齢者等の新型コロナウイルス感染症が定期の予防接種の対象疾患と位置づけられたことから、個人負担2,000円を引いた、1人当たりの接種費用1万3300円の約3,000人分の予防接種委託料の3988万7000円と、同接種の開始に伴う健康管理システム改修委託料29万1000円ですが、この摂取費用、3,000人の根拠は何ですか。65歳以上の方全員でちょっつきり3,000人なんのでしょうか。

それと学校の教諭とか保育士、医療関係者への補助もこの中に含まれるのでしょうか。

それから、65歳未満の人で病気の方はどうなるのか伺います。

次に、29ページ3款1項1目社会福祉総務費のうち、物価高騰対応重点支援事業給付金として、新たな住民税非課税世帯分500万円は何世帯ですか。新たな均等割のみ課税世帯分1000万円も何世帯分ですか。

子育て世帯こども加算分は250万円も何世帯分ですか。

定額減税未達調整給付5600万円はどれぐらい増加なのか、1世帯当たり幾らもらえるのか、この対象者への周知の仕方はどうなっていますか。

どこで手続きできますか。

マイナンバーカードの活用はどうなっていますか。

また、自分で手続きしないともらえないのか、高齢者は手続きに行くための交通手段がない方もいますが、これはどうなっていますか。

次に34、35ページ、6款1項6目畜産業費18節負担金補助及び交付金、川南町肉用牛受精卵移植推進事業補助金の40万円は、何軒の畜産農家があるのか。

36、37ページ、同節ファイト酪農緊急支援事業補助金780万円は、酪農家への経営支援ですが、酪農家は10軒中何軒支援するのか。

38、39ページ、7款1項2目12節委託料の産業用地適地選定業務委託料1100万円は、親和性の高い企業誘致とはどこの企業ですか。

次、7款1項3目観光費12節委託料、広報等業務委託料156万2000円は、P L A T Z（ぷらっつ）のテストキッチンの機材の使用法、説明動画を作成するそうですが、何分、何本を作成し、どこに向けて発信するのか。私の知っている農家が、商品開発をしたくてテストキッチンを見に行ったんですけど、自分にはよう使わんなと思って、もう使わなかったと言われたんですけど、そのテストキッチンの使い方というのは、使い方の説明書が置いてあるのではないかなと思って、広報に使うというのはどういう目的があるのか。

それから次の、6款1項10目国営土地改良事業費の313万8000円は、水が余っているからこのようなことが提案されるのか伺います。

〇まちづくり課長（稲田 隆志君） ただいまの御質疑の一番最初の部分になりますが、40、41ページの8款3項2目12節の川南駅駐車場改修構造図修正業務委託料60万円ですが、こちらについては現在出来上がってます構想図、いわゆる鳥瞰図になりますが、そちらの図面を基に、高鍋土木事務所等と協議する中で、具体的に言いますと、県道と駐車スペースが隣接しているということで、駐車する際に県道を、まあ、使うといいますか、切り返すといいますか、その部分がちょっとよくないということで修正をするようにということで指示がありましたので、その鳥瞰図を修正するために業者に委託する委託料を計上しているものでございます。

以上、まちづくり課分になります。

〇町民健康課長（渡邊 寿美君） 32、33ページ、4款1項2目予防費、予防接種委託料のところです。

65歳以上の高齢者が5,500人ぐらいいらっしゃいますが、昨年度の令和5年度の高齢者インフルエンザの予防接種の接種率が55%であったことから、55%で見込んでこの人数を上げています。あと、子供、それと医療従事者に対しての接種については対象としておりません。それと65歳未満の基礎疾患のことを言われたと思いますが、60歳以上65歳未満の者で、心臓、腎臓もしくは呼吸機能、機能の障害等に関する方については対象となっております。

以上です。

〇産業推進課長（河野 英樹君） 内藤議員の御質疑にお答えします。

6款1項6目畜産業費、35ページでございます。肉用牛受精卵移植推進事業補助金でございますが、受精卵、1つの卵が1個当たり6万円を上限としております。これの3分の1掛ける20頭でございます。ですので20件になるのか、1つの農家が連続して使える場合はまた

ちょっと違ってくるとは思いますが、それに残りの6か月間でございます。まずそれが1点目でございます。

次のファイト酪農緊急支援事業補助金780万円について御説明申し上げます。

これは、牛乳1キロ、1リットル当たり、3円掛ける520万キロ掛ける半年、10軒の酪農家さんがございますが、全てが対象でございます。

次でございます。39ページ、7款1項2目商工業振興費、産業用地適地選定業務委託料1100万円でございます。

この事業につきましては、基幹産業であります農業と、その他産業との親和性の高いと、企業誘致を進めるとの親和性とはとあるんですが、農業がメインの本町でございますので、食品加工であるとか、製造業と、そういうものが近いと、例えば農作物を収穫して短い時間で搬入できるとか、そういうメリットもあるかと思っておりますので、そのような企業等を第一にしたいなというところもございます。そのような企業が来ていただく点が第一点であります。その他を閉ざすものでもございませんで、その他も含めた適地調査に要する費用でございます。

なお、産業用適地を選定した後の、基本的な流れまで説明させていただきますと、その後基本計画、次に基本設計、実施設計、それから事業実施、用地取得とか工事着手となると思うんですが、実際に誘致し、事業がスタートとなるのは5年から8年程度の期間を要するものであると考えております。

最後に同じく39ページ、7款1項3目観光費の広報等業務委託料156万2000円でございますが、これはP L A T Z（ぷらっつ）のテストキッチンの利用が著しく低い、ゼロということの対策を講じたいというところから、私も行きました。でも難し過ぎて、この機械がどんなものができるかというのが、もう全く分かりません。説明書もあると思うんですけど、説明書を読むよりは目で訴えたほうが速いのではないかと考えております。

その動画ですけども、5分から10分程度のものを2本作ろうと思っております。これの発信の仕方は役場のホームページなどに載せるとか、CDですので、P L A T Z（ぷらっつ）内で動画をずっと流すことも可能だと思います。お客さんが来て、まあ、町内の方が利用ですけども、こんな風に使えるんだなというのをずっと見られる状態であればよろしいかと思っておりますので、そのような事業展開を考えております。

以上でございます。

○福祉課長（河野 賢二君） 3款1項1目社会福祉総務費の物価高騰対策重点支援事業の部分ですが、今回、当初予算でつけた件数については、ちょっと資料を持ってきていませんけど、今回の補正分に関しては、新たな住民税の非課税世帯が50世帯、新たな均等割のみ課税世帯の1000万が100世帯、子育て世帯こども加算分については50人分を計上しております。

それと、定額減税未達調整給付につきましては、所得税が3万円分、個人住民税の所得割が1万円ということで、合計最大4万円分になります。あと、併せて配偶者、扶養親族も対

象となりますので、その分が加算されるのかなと思います。

あと、この周知の方法なんですが、対象となる方には直接申請書等の郵送をしております。

マイナンバーカードが関係するのかということなんですけど、今回この申請等にはマイナンバーカードが必要ございません。あと口座の履歴等がある方については、そのまま給付金を振り込むだけということになりますので、ただし、そういう情報がない方については申請を頂いているところでございます。

以上でございます。

○農地課長（新倉 好雄君） 内藤議員の御質問にお答えいたします。

6 款 1 項10目の国営土地改良事業費のうち、委託料299万2000円につきましては、尾鈴地区畜産用水利権取得に向けた計画申請資料作成のための委託料ということで御説明させていただきましたが、許可水利権としましては、県営事業が完了するまでの間、許可水利権を取っております。現在使用中でございますが、尾鈴地区における畜産振興または農業振興のために、関係団体や畜産用水を現に利用する皆様方から、恒久的な水利権の取得を望む要望が多く寄せられております。町としましても、これらの要望を受け、国、県、土地改良区と協議を行い、暫定水利権の取得期限内に恒久的な水利権取得申請を行うための計画書でございます。よって、水が余っているからかという表現ではちょっと適切ではないかなと思うんですが、現に8年間使用して、いろんなトラブル等もなかったことから次のステップへと進むための申請書の作成でございます。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子議員） いろいろ答えていただいたんですけど、38、39ページの産業用地適地選定委託業務の中で、親和性の高い企業誘致ということで食品加工を考えていてと言われましたけど、具体的な会社というのは今のところまだないということではないでしょうか。

○産業推進課長（河野 英樹君） 内藤議員の御質疑にお答えします。

内藤議員がおっしゃられたとおり、今のところは具体的な企業などは想定できておりません。

以上です。

○議員（内藤 逸子議員） 福祉課の回答で、直接対象者には郵送で送られるということで、こういう方が対象なんです、新たな住民非課税、「新たな」というのが出ているものですから、言葉がですね、だから今までに対象した人ではなくて、そのほかに「新たな」という説明をちょっとしていただきたいんですが。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質疑にお答えしたいと思います。

「新たな」という意味が、令和5年度にもこちらの住民税非課税世帯と均等割のみの課税世帯には給付金が行っております。令和6年度、新たに対象になった方というのが対象ということで「新たな」という書き方になっております。

以上でございます。

○議長（河野 浩一議員） ほかに質疑はありませんか。

○議員（中村 昭人議員） ただいまの議案第40号一般会計補正予算について1点お尋ねします。

39ページ、高付加価値経営の推進という中で、すみません、ちょっと聞き逃したところもあったので重複するかもしれませんが、特定の企業が決まっているわけじゃないけれども、親和性の高い企業ということで、食品加工を考えているということでしたが、その用地がどこにも現在見つからないので、どこか探しているということかなと思いますが、実際にどのくらいのその用地を必要としているのかと、実際その適地としての必要条件ですよ、例えば水が確保できるであつたりとかいうところがあれば教えていただきたいなというふうに思います。

○産業推進課長（河野 英樹君） 中村議員の御質疑にお答えします。

親和性の高いということで、私が一つの例で食品加工とか申し上げましたけど、農業に付随するものであるので、食品製造とか、そう言いました。その他のところも含まれておりますので、すみません、そこだけ特化しているという解釈は、すみません、私の申し上げ方が悪かったと思います。でも農業に近いような企業さんが私たちとしては来やすいのではないかなと思います。それがその2点目に言われました水にも関係します。水がどこにどれだけあるかというのもまだ調べてもいません。私たちも。

で、どのくらいの用地が必要かという点も含めてなんですけど、川南町は御承知のとおり農地が圧倒的です、であります、幹線道路沿いとか、とにかく今のいろんな規制の区域も含めて、それでも産業用地としては適しているんじゃないかというところのアドバイスを頂きたいというような調査でございます。とすると、ここが農地だな、とか、農地であると、としたときに工業用地に変えるならば、どうしていくかというのは、まず最初の叩き台というところをイメージしております。そのような委託料を考えております。それを踏まえて、基本計画とか次に行きたいと思っておりますので、まず、川南町全体を条件に産業用地に適しているところはどこかというような調査をしたいということでございます。

以上でございます。

○議員（中村 昭人議員） 今おっしゃったように、農業振興地域が広く広がっておったり、言えば畑かんの受益地であつたりということは、なかなか工業用地、企業用地等にはそもそも転用ができないので、となるとなかなか面積を確保する工業用地が確かにないというのはございます。

今後、だから広い意味で企業誘致を今後進めていくに当たって、川南町の新たなそういう産業団地だったり、企業用地候補地を選定したいという意味での計画をつくる前段での委託料ということでの理解でよろしいですね。はい。ありがとうございます。

○議長（河野 浩一議員） ほかに質疑はありませんか。

○議員（徳弘 美津子議員） 議案第40号令和6年度川南町一般会計補正予算（第5号）の中で、24、25ページになりますが、まず、ふるさと納税が顕著に伸びていることで、5億円の予算が上がり、その返礼品として歳出の中でいろいろあがっていますが、ふるさと納税が顕著に伸びておりますね、川南のPRをすごく担当課の方がされているという努力もあるんですが、今回この返礼品のものは、今回に限らずですけども、ふるさと納税のトップ3とか、納税返礼品のトップ3とかが分かれば、皆さんに選んでいただける商品の物が分かれば、ざっと何なのか、物なのか分かれば教えていただきたいなと思っております。

それから、カーブミラー設置工事39万1000円上がっておりますが、私たちもよくカーブミラー設置を要望されたりするんですけど、これは特段その39万1000円上がっているのが、特別などこかの場所なのか、それとも幾つかあるものなのかお答えください。

○会計課長（山本 博君） お答えいたします。

ふるさと納税の選ばれている順位であります、カテゴリー別になりますけどよろしいでしょうか。

まず肉類が一番出ております。割合としまして77.3%の割合になります。2番目に出ているのが飲料関係になります。これが13.9%となっております。3番目に出ておりますのが野菜、果物関係で、ちょっと落ちますが、3.9%ということで、上位はこのようなカテゴリーになっております。

以上です。

○総務課長（小嶋 哲也君） 徳弘議員の御質疑にお答えします。

カーブミラーの設置の箇所ということですけども、一応、3か所予定をしております。1か所が開拓のほうですね、もう1か所は下小池になります。あともう1か所が山本地区という、3か所のほうを今のところ計画しているところです。

以上です。

○議員（徳弘 美津子議員） やっぱり肉類がすごく多いということで、肉類、うち、牛肉、豚肉、鶏肉があって、特に今牛関係の方たちが非常に大変な苦勞をされているということを聞きますが、ふるさと納税により、それが顕著になにか、こう生産者として肌で感じているものがあるのかなというのをちょっとお聞きしたいんですね、担当課であり、誰でもいいんですけども、77%、ほとんど畜産、肉類があがっているということで、農家の方たちが肌身でそれを感じているのであれば、それはそれでいいのかなと思っているんですけども、これはどちらかといったら感覚的なものがあるので難しいんでしょうけども、担当課としてそういう話が農家の方なり、畜産農家の方なり聞かれているかなと思っているんですけど、そこを伺いたいですね。

それと、カーブミラーについては、これは、例えば、どういうときにこの設置が要望されるのか、住民の方たちから要望されるのか、それとも職員の方がふだん観察しながら、ここ危ないよねということで設置になるのか、お聞きします。

○会計課長（山本 博君） お答えいたします。

やはりちょっと感覚的なものになりますが、この肉類で私、牛肉が一番出ているんだろうと最初思っていたんですが、鶏肉が一番出ております。また豚も次いで出ております。

やはりこういったふるさと納税で返礼品として出るということで、また通常の収入とは別な収入が入ってくるということで、大変事業者と返礼品登録されている業者さんからは喜ばれている声をよく聞いております。ですから売上げ的にも上がっているんじゃないかなというふうに思っているところです。

以上です。

○総務課長（小嶋 哲也君） ただいまの御質疑にお答えします。

カーブミラーの設置についてということで、住民要望を基本にしておりまして、そこから現地を見まして、設置場所を判断しております。

以上です。

○議員（徳弘 美津子議員） 意外や意外、豚肉かなと思ったら鶏肉ということで。ということは業者さんは限られるわけですね。結局、児湯食鳥さんであったりチキンフーズさんであったりとか限られて、その先の生産者の方たちは、確実に受けたことで、そうやって多いことで、例えば鶏肉でしたら100日、どれくらい、60日、いろいろありますね、出荷の……そこあたりがやっぱり顕著に大元、販売するところが需要が多いので、その回転が高いとかいうのは感覚的にありますか。養鶏農家がこれまでのシフト、あるんですね、何日育成して、その後間があってまた次のひなが入ってくるまでの間が短くなっているとか。確かに森孵卵が孵卵場で増床したというのもあるので、そこあたりはふるさと納税が顕著にそこに伸びることで、回転数が、回転というか農家の方にとって、1か月でも早く回転するとそれだけ売り上げが伸びるとあるんですけど、そこあたりが、もし担当課でよろしければお聞きしたいんですけども。

○産業推進課長（河野 英樹君） 徳弘の議員の御質疑にお答えします。

感覚的になのか、まずブロイラー生産者のことをおっしゃっていると思いますが、その方々の販売先は児湯食鳥さんであったり、宮崎チキンフーズさんであります。そこに出荷計画を年間され、そして計画的に出荷をし収入を得ていると思います。

一方、その販売、今度は委託していた児湯食鳥さんで例にしますと、そこから卸とか小売とかに行くのであろうと思います。現在、国の食の流れでいきますと健康志向とか、いろんな面含めて、鶏、チキンの需要は相当高まっている状況だそうです。要するに需要があるということです。そこで積極的に使用するという流れは見て取れるのではないかと思います。加えて今度はその販売先であります会社さんが、チャンネルとしてふるさと納税もあれば、今までやっていた小売店、その他のところを含めて販売チャンネルが増えると思いますので、どこかの部分ではふるさと納税という販売網が、鶏肉の消費とか生産増を生んでいる、まあ、豚もでしょうけど、そのような流れになっているのではないかと思います。

以上です。

○議長（河野 浩一議員） ほかに質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽議員） 17ページのふるさと納税について伺います。

この案件については、自分の名誉に関わることでありますので質問させていただきます。

今回、選挙のときにこういうビラがばらまかれました。発行者が乙津議員、田中議員、河野禎明議員、三原議員、私に議員の資格がないからと議員発議、辞職勧告決議案を出された方ではありますが、（発言する者あり）これ以上完結にはできけんね、私の能力では、資格がないからね。私の暴言に対して、辞職勧告決議案に反対した人がいると。5名の議員の名前を挙げておりますが、（発言する者あり）ちょっと待って。（「質問と関係ないと思いますがね」と呼ぶ者あり）……川南町の名誉を大きく毀損し移住者やふるさと納税にも影響が考えられ精力的に発信している町役場の努力を台なしにしていますとあるわけですが、この台なしにした結果がふるさと納税の寄附額が5億円提案されております。台なしにしたことになりますか、課長、これ。

○議長（河野 浩一議員） 今の発言と議案の40号と何の関係があるんですか。関係ないことは言わんでくださいよ。

○議員（児玉 助壽議員） ふるさと納税が5億円増額している理由は何かと言っているんですよ。台なしにしているのも。

○会計課長（山本 博君） お答えいたします。

今回の補正で5億円の予算を計上させていただきました。本町のふるさと納税のキャパといますか、目標としましたら大体20億から30億を目指すのが妥当ではないかという、担当課としては判断をしております、昨年も当初出だしは20億でスタートしました。今年度は30億でスタートしたんですが、今年度も寄附金額は順調でありまして昨年度と似たような推移で今来ております。8月末で納税額は8億9100万、9月に入ってから10億を超しているということで、順調に寄附を頂いておりますので30億の目標で当初来ましたが、年度末の目標を上方修正しまして、35億を目指したいというふうに考えておりまして、今回5億円の計上させていただいたところです。

以上です。

○議員（児玉 助壽議員） 議長は俺の質疑を止めようとしておりますが、議長もこの賛成した中に入っておりますので、私も議会事務局で皆さんが議員辞職決議案の賛成討論を聞いておりました。何度も私の資格を問う言論が出ました。そして自分が方言ですね、京都の公家様が使う言葉を「御前が悪い」ということでありましたが、この町役場の努力を無駄にした、台なしにしたという、この、根拠のないこのビラまきに対して、私は、根拠のない、こういう……

○議長（河野 浩一議員） 児玉議員、今はこの議案40号に対して質疑を行っております。（発言する者あり）

○議員（児玉 助壽議員） 議長、説明できますか。私も我慢してきました。今回委員長辞職したのは、行政調査に私とは行かんというボイコットがありましたので、今後町政運営に支障を来すという思いで辞職したわけですが、こういう、いわれもない根拠のない……

○議長（河野 浩一議員） 児玉議員、児玉議員、あなたは自分の言いたいことを言っただけ、それは別な形で言ってください。今は議案40号に対して質問を受けているんです。プライバシーのことは言わんでください。

○議員（児玉 助壽議員） 根拠は何ですかと聞いているんですよ。暴言のおかげで増額になったんじゃないですか。

○会計課長（山本 博君） 再度お答えいたします。

今年も順調に寄附金額が伸びているということから5億円を計上させていただいたところでございます。

以上です。

○議員（児玉 助壽議員） だからですね、こういうビラをまくと、役場の努力を台なしにしますよ、このビラが。そう思わんですか。（発言する者あり）

○議長（河野 浩一議員） 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は各所管事項別にそれぞれ常任委員会に付託します。

日程第10「議案第41号令和6年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第11「議案第42号令和6年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第12「議案第43号令和6年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第13「議案第44号令和6年度川南町介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第14「議案第45号令和6年度川南町電子地域通貨事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第15「議案第46号令和6年度川南町水道事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第16「議案第47号令和6年度川南町下水道事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第17「認定第1号令和5年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子議員） 認定第1号令和5年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について、お尋ねします。

107ページ、2款1項9目交通安全対策費の負担金補助及び交付金の中の高齢者運転免許証自主返納支援事業助成金3万800円は何人分ですか、伺います。

次に115ページ、2款1項13目諸費のLED防犯灯賃借料217万8000円は、契約会社名、防犯灯の契約期間、防犯灯の数は何件ですか、伺います。

119ページ、2款2項2目賦課徴収費の中の003賦課職員スキル向上事業、006徴収職員スキル向上事業、この2つは、どこに何日間、何人参加したのですか、伺います。

次に188、189ページ、6款1項2目林業振興費の産業推進課、01合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策事業費補助金1億5719万4900円、こちらはどこに対して補助金を

出すのですか、伺います。

次に201ページ、8款土木費の翌年度繰越額の項目に事故繰越433万4000円とありますが、これは何でしょうか。

もう1件、214から217ページ、9款1項3目消防施設費の事故繰越788万7000円とありますが、初めて見る言葉だったので質問いたしました、教えてください。

○議長（河野 浩一議員） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前11時10分休憩

.....

午前11時20分再開

○議長（河野 浩一議員） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、会議を続行します。

○総務課長（小嶋 哲也君） 内藤議員の御質問にお答えします。

107ページの高齢者等運転事業の3万800円の件数ということですが、17件になります。

115ページですね。LED防犯灯賃借料の会社名ですね、リース会社が大和リース株式会社になります。期間が令和3年から10年間ということで、金額が2422万2000円になります。防犯灯の数ですが、現在710基あります。

以上です。

○税務課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。

スキル向上事業ということで、賦課職員の分ですが、3人が延べ5日間、これ資産系の職員が研修に行っております。あと、徴収職員のスキル向上については、3人が延べ4日間の研修に行っております。

以上です。

○財政課長（川崎 紀朗君） 先ほどの質疑の中にですね、事故繰越に関する件が出ましたので、私のほうで回答いたします。

事故繰越もなんですけれども、繰越明許費とかですね、そういう繰越しに関しては、毎年度繰越額が確定したら、ということは出納閉鎖が終わったら、次の会議において報告をしないといけないという自治法の規定がございますので、今回については、6月議会において報告第5号として、令和5年度川南町一般会計事故繰越計算書ということで報告をさせていただいております。

その説明の中において、まず、土木費のほうにつきましては、町営住宅施設維持管理事業ということでひばりが丘住宅一のエレベーター基盤修繕工事ですね、とあと消防費につきましては、白鬚地区防火水槽設置工事の分のそれぞれ年度内に完成が見込めないということで、繰越しを行いました、という報告を6月にしております。

以上でございます。

○産業推進課長（河野 英樹君） 内藤議員の御質疑にお答えします。

189ページ6款2項2目林業振興費、合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策事業費補助金1億5719万4900円の事業主体でございますが、株式会社FCPです。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子議員） すみません、115ページの契約会社は大和リースって言われましたよね。そして、それから10年間で防犯灯の契約期間10年間で言われて、いつからいつって言われましたかね。10年間でいつからいつだったですかね。

○総務課長（小嶋 哲也君） ただいまの御質問にお答えします。

令和3年から10年間ということです。

以上です。

○議員（内藤 逸子議員） 10年間というと長いと思うんですよね。これを短くするっていうことはもう考えず、それとこの会社というのが川南町にある会社ですか。違うと思うんですよね。地元の会社じゃないと思うんですよね。防犯灯って身近なものですよね、私たちにっては。だから、これ改善するっていう今後の考えはないのかどうか伺います。

○総務課長（小嶋 哲也君） ただいまの御質問にお答えします。

改善する考えはないのかということですが、現在のところ支障はありませんので、そういった考えはありません。

以上です。

○議長（河野 浩一議員） ほかに質疑はありませんか。

○議員（乙津 弘子議員） 令和5年度川南町一般会計歳入歳出決算認定についての中で、この決算成果表と併せて言ってよろしいのでしょうか。「令和5年度決算成果表」参考にして言うという形で言ってよろしいのでしょうか。

○議長（河野 浩一議員） 駄目だそうです。

○議員（乙津 弘子議員） じゃあ、決算成果表だけで言うということではよろしいのでしょうか。これに当たらないのか。

○議長（河野 浩一議員） 成果表はなしで……。 （「頭に入れといたらいいの」と呼ぶ者あり）

○議員（乙津 弘子議員） はい、分かりました。

そしたら、こちらの決算表で、認定表のほうで言います。

247ページです。魅力ある組織づくり支援事業というのですが、教育課が出している44万5000円の西都児湯地域婦人連絡協議会負担金5,000円、地域婦人連絡協議会補助金35万円、各種女性団体連絡協議会補助金9万円、これについてお伺いします。

この金額は、私が10年前にこの中の地域婦人連絡協議会会長をしまして、2期4年までなので4年間したのですが、自動的に各種女性団体連絡協議会会長でもあるということで、これを頂いていたのですが、5,000円のほうは役場のほうから自動的に送られていたようで、私たち地域婦人連絡協議会、普通婦協と言っているところですが、35万円をずっともらって

おります。

私が10年前にこの突然会長に、まあ、祭り上げられたのですが、そのときに先輩の会長さんや役員さんが、とにかく、ルーチンというか、ちゃんといろいろやって、ただし……

○議長（河野 浩一議員） 乙津さん、ちょっと横道にそれております。本題だけを言ってください。

○議員（乙津 弘子議員） このお金はちゃんと監査が、その間女性団体連絡協議会の9万円は4年間の間に1回監査がありました。三原さんと一緒に行きました。だけど、婦人連絡協議会のほうは監査がなかったんです。それで、私はこういう社会教育団体は監査があってお金を渡す、助成するだけに値する事業を、まあ、各団体で規約はあって、その規約の中で事業をしていると思うのですが、そういうお金と事業活動の両面で監査されているんだろかなあと思っていたのですが、4年間婦協は監査がなかったのですが、監査のほうは、その下の団体の青少年育成事業とか、こういう団体が続いておりますが、こういう団体で監査というのはどのような間で行われているかお聞きしたいと思います。

○代表監査委員（永友 靖君） 財政的援助団体の監査のことだというふうに思いますけれども。

現在、ちょっと数は分かりませんが、全援助団体の中から毎年ピックアップをして実施をしております。

本年度は、正確な数は分かりませんが、恐らく9団体10団体ぐらい実施をしております。

そういうことで、しますと4年から5年に1回。もちろん財政的援助の金額にもよりますが、大きい金額のところはちょっと短めというようなことで実施をしておるところでございます。

内容につきましては、援助金額、補助金ですが、補助金はその団体の事業の目的に沿って使用、使用といいますか、使われておるかどうかを主眼としまして監査を実施しているところでございます。

以上です。

○議長（河野 浩一議員） 乙津さん、監査委員は執行部じゃないから監査に関しては質問はちょっと控えてくださいということです。

○議員（乙津 弘子議員） 分かりました。回数が分かって良かったです。

○議長（河野 浩一議員） ほかに質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽議員） 決算認定の213ページですね、8款土木費の意味不明なのがあるが、不良住宅解体事業、危険空家解体事業補助金、不良住宅解体事業と危険空家解体事業補助金、この、多分、空き家とかの危険家屋のなんだろうと思うけれども、事業名がそれぞれ違うのは、これは補助率も違うと思うけれども、何軒あつとですかね、この解体実績は何軒ですか、これ合わせて。

○建設課長（黒木 誠一君） 児玉議員の危険空き家解体事業についてということで、御説明を申し上げます。

これは、国庫補助を利用した解体のほうが50万円の2軒分で100万円を支出しております。単独事業としましては、これは50万または40万円を上限としておりますので、今回は2軒分ございますが、1軒が37万5000円と27万5000円の1軒ずつで65万円を支出しております。

国庫補助金と単独費の違いと申しますのは、国庫の場合は申請者の登記確認を義務付けておりまして、登記権者の意思確認をした上でないと申請ができないという厳しいルールになっておりますので、単独のほうは柔軟に対応できるよう単独費を組んで対応しております。

以上です。

○議員（児玉 助壽議員） そういう補助事業があるわけですけど、今、現実的な通浜の問題として、死亡したり何だりしてその持ち主がなかなか見つからなかったり、償還能力がなかったりして解体できとらん家が相当あるわけですが、それを放置しとって漏電や何やで火災が起きて周辺、浜は密集しておるから類焼したり何たりしたら困るわけですが、そこ辺で、この財源が、当然税金であるから町当局としては、償還めどが立たんと強制代執行できないのが実情でありますけど、そうだからといって放置していると、私は、人災になると思うわけですよ。そういうふうにならんためにも、いろいろ知恵を出して、今後、この危険家屋の解体は進めていかにやいかんとではないかなと思っています。危険家屋、この空き家の問題は、やっぱり、それを放置していると捨て猫や何やらがすみ込んだり、今のドバトですかね、あれの繁殖地になっているケースもあります。そうすると近所はもうハトふんで大変で、環境衛生面の点も無視できないところでありますので、何らかの方策を取って、危険家屋の解体に関する代執行のなんをスピードを上げてしていくべきではないかなと思っているところでありますが、建設課としてはどのような考えを持っておりますか。今後どうやって進めていく考えでありますか。

○建設課長（黒木 誠一君） 危険家屋の今後の対策ということですが、建設課としては今現在、年度の始めと10月に危険家屋の状況を調査をいたしまして、相続人や持ち主に文書等で改善命令を出しているところでございます。当然それでもなかなか進まない状況でございますけれども、今回台風の際に網かけしたような緊急対策的な対応もやってきている状況でございます。

なかなか進まない空き家対策ですけれども、これからも持ち主や相続人にどうにかしてくださいというふうに呼びかけて、それでもどうしても対応できない場合は緊急対策というような処置を取っていきたいという考えであります。

以上です。

○議長（河野 浩一議員） ほかに質疑はありませんか。

○議員（中村 昭人議員） 認定第1号令和5年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について、御質問します。

225ページ、教育の小中学校入学支援事業、これ入学祝い金のことだったですかね、これの実際の対象者人数がどのような確定であったか、と最初は町内の小中学校の入学者が対象だったと思いますけど、結局町外へ入学する方も対象になったんですたっけ、ちょっとそこらあたりの確定の人数を教えていただければ、とあとどのような、まあ、現金支給だった、入学式のときに配付だったというような記憶なんですけれども、そういった時期的なことに関してどのような声があったかというようなことをお伺いしたいと思います。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質疑にお答えいたします。

こちら令和5年度の決算で上がっているのは前年度の事務費のみということで上がっておるところです。

で、実際に支給の人数なんですけれども、ちょっと今把握しておりませんので後ほど御報告をいたしたいと思います。

対象といたしましては、町内の小中学校に通われている方、おのずと町外から通っていらっしゃる方も地区によってありますので、その方も対象になっております。併せて、町内に住所がある、保護者の方が御住所がある方も対象ということで、私立それから県立の中学校に行かれています方も対象にということで支給のほうをさせていただいているところなんです。

以上でございます。

○議員（中村 昭人議員） 失礼しました。年度がちょっと1年勘違いしておりました。分かりました。またその来年度決算にて確認をしたいと思います。

あともう1点ちょっと、また教育関係の中で御質問なんですけど。

外部指導の、241ページですね。部活動指導員の配置事業ってあるんですけれど、これ、外部コーチの配置であったですかね。

その外部指導員を配置したときの事業費として297万7377円の金額が上がっていますけれども、実際、希望されているというか、全ての部活動にカバーができていますのかどうか、なかなか見つかっていないスポーツ競技等もあるのか、あったのか、そこらあたりを教えてくださいたいと思います。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質疑にお答えいたします。

外部指導員のほうなんですけど、令和5年度が10名ということでやっていますところなんです。全ての種目、部活をカバーできているかということなんですけれども、全てというわけではございません。様々部活動に関しては外部指導員を置いてほしいという要望等もあつたりするんですけど、いろいろと、まあ、顧問の先生との関係もあつたりしますので、調整がついた場合ということで、ついでにいただいて指導を行っていただいているところです。よって、全てにというわけにはまだいってないような状況になっております。

以上でございます。

○議長（河野 浩一議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています案件を慎重に審議するため、会議規則第39条第1項の規定により、各常任委員会から議長及び監査委員を除く6名の委員で構成する一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一議員） 異議なしと認めます。したがって、本案件は6名の委員で構成する一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決定しました。

日程第18「認定第2号令和5年度川南町特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子議員） 認定第2号国保税について、令和5年度の資格証明書の発行状況について、資格証明発行数何世帯、何人か、資格未送付または窓口留め置きとかはありましたか。資格証明書を発行していない世帯はないのかお尋ねします。

○町民健康課長（渡邊 寿美君） すみません、資格証明書発行者数が今手元の資料にありませんので、後ほど御報告いたします。

○議員（内藤 逸子議員） 資格証明書の送付の要件は、滞納期間がどれぐらいで資格証明書を出すのか、悪質と判断する基準は何なのか、それは面談によって判断するのか、接触できない者は悪質と判断するのか伺います。

○町民健康課長（渡邊 寿美君） 資格証明書の予告通知による納税相談の要請に応じない場合に、保険税を納付できない理由について弁明の機会を与えますが、その後税務課への来庁を求めるようになっております。

以上です。

○議長（河野 浩一議員） 内藤議員、決算についての質問をしてください。

○議員（内藤 逸子議員） 国保税を納めなければ滞納処分というのがあって、それで資格証明書をもらったり、病院に行く場合の保険証がなくて困ったりとか、いろいろしていると思うのでお尋ねいたしました。

国保税を納めるのが私たちの義務でしょうけど、納めたくても納められない場合がある人を見受けるので質問したんです。

それと、今度紙の保険証がなくなるっていう話があるんですが、国は現行の健康保険証を廃止することを閣議決定しましたよね。マイナンバーカードに紐づけされて保険証も発行されるって言われていますが、川南町も国に準じてすると思われるのですが、本当にこの……。

○議長（河野 浩一議員） 内藤議員、決算認定ですので、そのことをわきまえてください。

○議員（内藤 逸子議員） すみません。人権の問題だなあとしますので強いてお尋ねいたします。

○議長（河野 浩一議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています案件を慎重に審議するため、会議規則第39条第1項の規定により、各常任委員会から議長及び監査委員を除く6名の委員で構成する一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一議員） 異議なしと認めます。したがって、本案件については6名の委員で構成する……（発言する者あり）すみません、失礼しました。第39条第1項の規定により、各常任委員会から議長及び監査委員を除く5名の委員で、失礼しました、5名です。で構成する特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議したいと思いますが、御異議ありませんか。——誰も返事がないね。（発言する者あり）

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一議員） 異議なしと認めます。したがって、本案件は5名の委員で構成する特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決定しました。御協力ありがとうございました。

日程第19「認定第3号令和5年度川南町水道事業会計決算認定について」を議題とします。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています案件を慎重に審議するため、会議規則第39条第1項の規定により、各常任委員会から、議長及び監査委員を除く5名の委員で構成する特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一議員） 異議なしと認めます。したがって、本案件については5名の委員で構成する特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決定しました。

各常任委員会は、一般会計決算審査特別委員会、特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会について、それぞれ委員を選出してください。

しばらく休憩します。

午前11時58分休憩

.....

午前11時58分再開

○議長（河野 浩一議員） 会議を再開します。

ここで産業推進課長から発言の申出がありますので、これを許可します。

○産業推進課長（河野 英樹君） 議案第39号川南町地域活性化拠点施設の指定管理者の指定についての質疑の中におきまして、乙津議員と小嶋議員から御質疑を受けておりましたP L A T Z（ぷらっつ）の土地、建物、物品に要した総額の経費を申し上げます。合計額でございます。数字が大きいですのでよろしく申し上げます。7億1521万6490円です。もう一度申し上げます。7億1521万6490円です。

以上です。

○議長（河野 浩一議員） ちょっと時間が来ましたが、昼までにちょっとやっつけまい。よろしくお願いします。

御報告します。

一般会計決算審査特別委員会委員に、総務厚生常任委員会から内藤逸子議員、米田正直議員、小嶋貴子議員、文教産業常任委員会から徳弘美津子議員、河野禎明議員、田中宏政議員、特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会委員に、総務厚生常任委員会から中村昭人議員、乙津弘子議員、文教産業常任委員会から児玉助壽議員、三原明美議員、中瀬修議員、以上、一般会計決算審査特別委員会委員に6名、特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会委員に5名を選出することに決まりました。

それぞれの決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選をお願いします。

しばらく休憩します。

午前0時02分休憩

.....
午前0時03分再開

○議長（河野 浩一議員） 会議を再開します。

御報告します。

ただいま設置されました一般会計決算審査特別委員会の委員長に徳弘美津子議員、同副委員長に小嶋貴子議員が、委員会条例第7条第2項の規定により互選されました。また、特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会の委員長に中村昭人議員、同副委員長に乙津弘子議員が、委員会条例第7条第2項の規定により互選されました。

なお、それぞれの決算審査特別委員会は、25日の会議において審査結果を委員長から報告願います。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

ここで、お諮りします。25日の本会議につきましては、午後1時15分開会としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一議員） 異議なしと認めます。

25日の本会議につきましては、午後1時15分開会といたします。

本日はこれで散会します。皆様、お疲れさまでした。

なお、引き続き、ただいま付託されました議案について、各委員会での審査をお願いします。

午後0時04分開会
